

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（開業登録の申請手続） 第四条 「略」</p> <p>2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。 「一〇七 略」</p> <p>八 法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p> <p>九 「略」</p> <p>十 法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協</p>	<p>（開業登録の申請手続） 第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 法第四条第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p> <p>九 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

会が必要と認める書類

十一 「略」

(登録の抹消に関する届出手続)

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一号のいづれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

(登録の抹消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

十二 「同上」

(登録のまつ消に関する届出手続)

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一号から第三号まで又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。

(登録のまつ消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第七号（日本産業規格A4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 ⑩

続 柄

住 所

公 認 会 計 士
外国公認会計士 登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則第七条の規定により、届出をいたします。

記

[表略]

様式第七号別紙（日本産業規格A4）

[表略]

(注意事項)

- 1 この届出書を提出する者が本人の法定代理又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第七号（日本産業規格A4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 ⑩

続 柄

住 所

公 認 会 計 士
外国公認会計士 登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則第七条の規定により、届出をいたします。

記

[同左]

様式第七号別紙（日本産業規格A4）

[同左]

(注意事項)

- 1 この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本を添付すること。

2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。

[加える。]

3 法第二十一条第一項第四号に該当するに至つたときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

[加える。]

4・5 [略]

2・3 [同左]

備考 表中の [] の記載は追加しない。